

# 個人情報保護法の基本

---

令和5年9月



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

# 1-1. 個人情報保護委員会とは

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる三条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。

## 【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は  
個人情報保護委員会が所管

民間事業者

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

監視・監督

## 個人情報保護委員会

個人情報保護に関する  
基本方針の策定・推進

監視・監督等

国際協力

苦情あつせん

広報啓発

監視・監督

## 【マイナンバー法関係】

マイナンバー法はデジタル庁が所管

民間事業者

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

## 1-2. 個人情報保護法の目的・構成

- 「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律。
- 我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。
- また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定める。

### (目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 構成

第1章 総則

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第5章 行政機関等の義務等

第6章 個人情報保護委員会

第7章 雑則

第8章 罰則

# 1-3. 個人情報保護法の成立と改正経緯

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

**1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※ 制定**

※ 電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など  
※ 個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

**1988年（昭和63年） 行政機関電算機個人情報保護法※ 成立** 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

**2003年（平成15年） 個人情報保護法等※ 成立** 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

**2014年（平成26年） 特定個人情報保護委員会 設置**

**2015年（平成27年） 個人情報保護法 改正** 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

**2016年（平成28年） 個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）**

**2016年（平成28年） 行政機関個人情報保護法等 改正※** 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごとに見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

**2020年（令和2年） 個人情報保護法 改正※** 2022年（令和4年）4月全面施行

※ 3年ごとに見直し規定に基づく初の改正

令和2年改正法

**2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化※** 2022年（令和4年）4月一部施行  
2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

# 1-4-1. 令和2年改正法と令和3年改正法

## 令和2年改正法

令和4年4月全面施行

### いわゆる3年ごと見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応、AI・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

## 令和3年改正法

令和4年4月一部施行  
(地方部分は令和5年4月施行)

### デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

# 1-4-2. 令和2年改正法の概要

## 1. 個人の権利の在り方

- ① **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合や重大な漏えい等が発生した場合等にも拡充**する。
- ② **保有個人データの開示方法**（改正前は、原則、書面交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**。
- ③ 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする**。
- ④ 6か月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- ⑤ **オプトアウト規定**※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

（※）一定の種類（要配慮個人情報、不正目的、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等

- ② **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

※「7. その他」として、①**利用目的の特定**（プロファイリング関係）、②**個人データの取扱いの委託**（混ぜるな危険関係）、③**保有個人データに関する公表等事項**（安全管理措置関係）につき、政令・ガイドライン改正等。

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定個人情報保護団体制度につき、従来の対象※に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体も認定可能にする**。  
（※）事業者単位の事業者団体を対象とし、対象事業者内の全分野（部門）における個人情報の取扱いが対象。

## 4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した**「仮名加工情報」**を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

## 5. ペナルティの在り方

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- ② 命令違反等の罰金につき、法人と個人の資力格差等を勘案し、**法人に対し行為者よりも罰金刑の最高額を引上げ(法人重科)**。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

## 1-4-3. 令和3年改正法の概要①：背景

1. 新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。

⇒ 個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視・監督する体制の確立が必要。

2. デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を越えたデータ利活用が活発化。

⇒ データ利活用の支障となり得る法制の不均衡・不整合を是正する必要。

<不均衡・不整合の例>

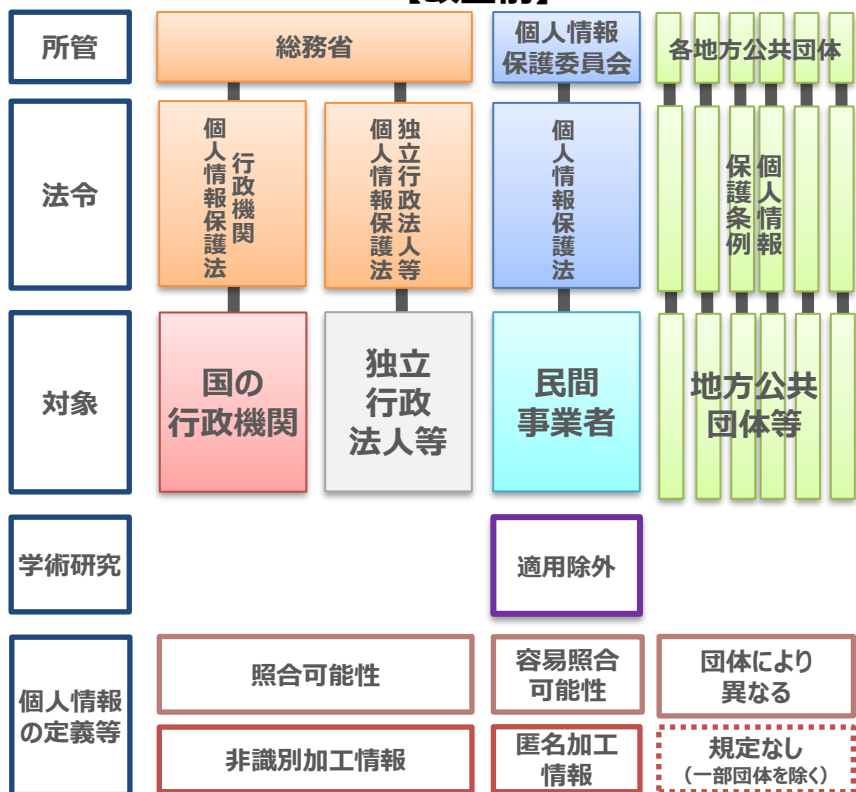
- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

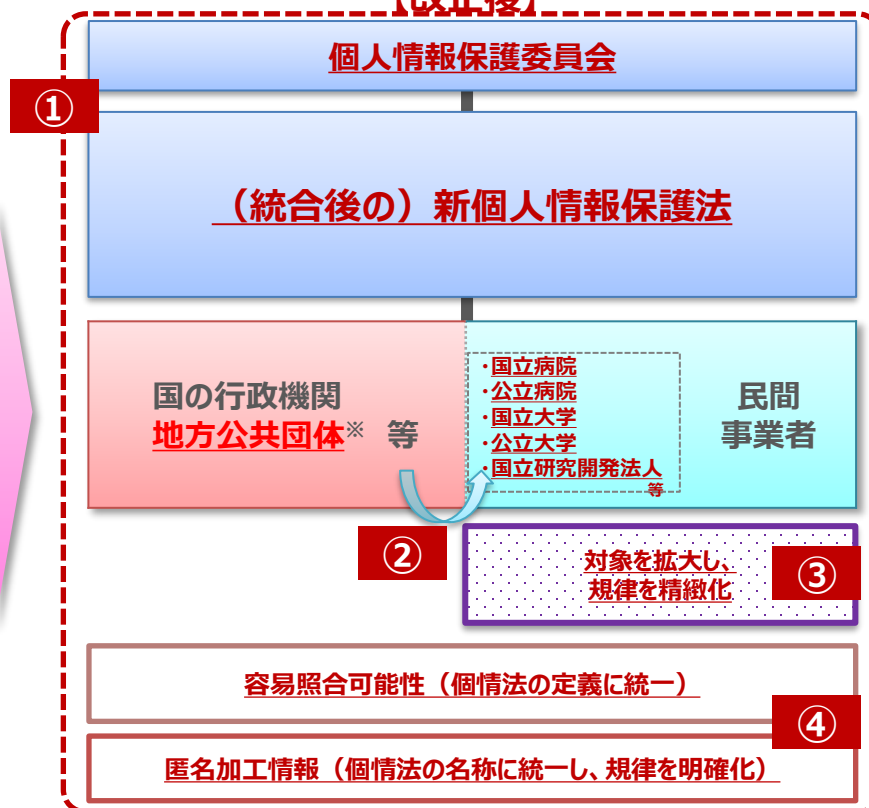
# 1-4-4. 令和3年改正法の概要②：全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【改正前】



【改正後】



\* 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容



# 1-4-5. 令和3年改正法の概要③：地方部分

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1. 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされていた

### 2. 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）

## <改正の概要>

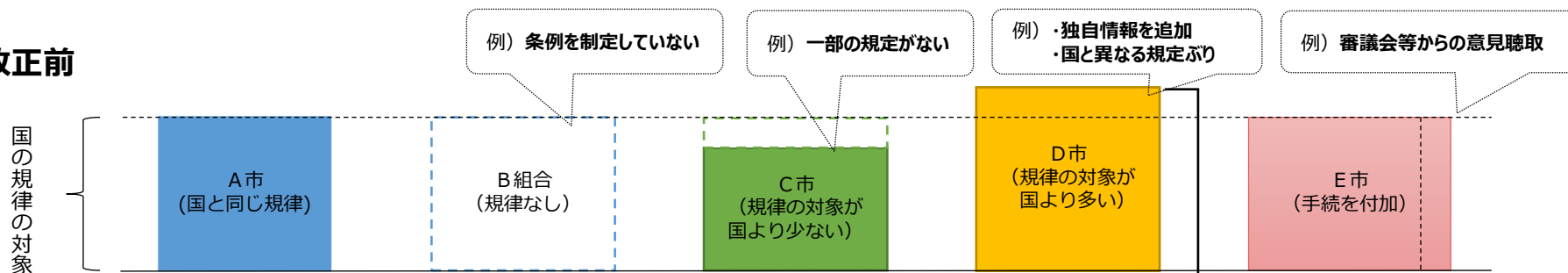
### 1. 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定

### 2. 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定

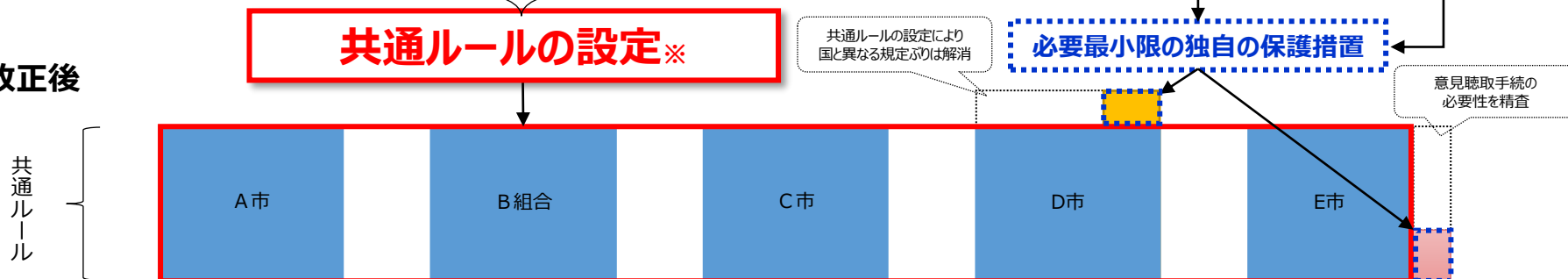
### 3. その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

## ○ 改正前



## ○ 改正後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

# 1-5-1. 個人情報保護に関する基本方針 (平成16年4月閣議決定、令和4年4月1日一部変更)

- 政府は、**個人情報保護に関する法律第7条**の規定に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」を策定（**個人情報保護委員会で作成の上、閣議決定**）。
- 政府として、**官民の幅広い主体**が、基本方針に則して、**個人情報保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請・推進**。平成16年4月の策定以降、これまで累次の一部変更を実施。
- **令和2年改正法及び令和3年改正法の施行等**に伴い、第196回個人情報保護委員会（令和4年1月）で決定した「見直しの方針」に関するパブリックコメントも踏まえ、**新たな基本方針について、令和4年4月に閣議決定**。

第7条 政府は、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

# 1-5-2. 新たな基本方針の概要

【出典】個人情報保護委員会ウェブサイト ([https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental\\_policy/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/))

## 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

- (1) 個人情報等をめぐる状況
- (2) 法の基本理念と制度の考え方
  - ① 個人情報の保護と有用性への配慮
  - ② 法の正しい理解を促進するための取組
- (3) 国際的な制度調和と連携・協調
- (4) サイバーセキュリティ対策の取組
  - ③ 各主体の自律的な取組と連携・協力
  - ④ データガバナンス体制の構築
- (5) 経済安全保障の観点からの対応
- ⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

## 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

- (1) 各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
  - ① 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
  - ② 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
  - ③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
- (2) 個人情報の保護及び安全・円滑な流通を確保するための国際的な取組
  - ① 国際的に整合のとれた個人情報に係る制度の構築
  - ② DFFTの推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築
  - ③ 国際動向の把握
  - ④ 国境を越えた執行協力体制の強化
- (3) 個別の事案等への対応
  - ① 個別の事案への対応
  - ② サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応
- (4) 広報・啓発、情報提供等に関する方針
- (5) 個人情報保護委員会の活動状況等の公表

## 7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

- (1) 各主体自らによる取組の在り方
- (2) 認定個人情報保護団体の取組の在り方
- (3) 地方公共団体における取組の在り方
- (4) 個人情報保護委員会における取組

## 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進
- (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援
  - ① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方
  - ② 地方公共団体の部局間の連携・協力
- (3) 国・地方公共団体の連携・協力の在り方

## 4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

## 5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

## 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- (1) 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項
- (2) 仮名加工情報取扱事業者が取り扱う仮名加工情報及び匿名加工情報取扱事業者が取り扱う匿名加工情報に関する事項
- (3) 認定個人情報保護団体に関する事項
  - ① 認定個人情報保護団体に期待される役割
  - ② 個人情報保護指針等の策定・見直し等

## 8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- (1) 個人情報保護委員会の体制強化
- (2) いわゆる3年ごと見直し規定による検討

# 1-6. 個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則

(令和4年5月25日個人情報保護委員会)

- 「**個人情報保護に関する基本方針**」も踏まえ、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報等の適正な取扱いに関する基本法たる個人情報保護法において、同法第4条及び第129条第1号等の規定に基づき、**各府省等の国の行政機関が、公的部門**（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）**及び民間部門**（個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者及び学術研究機関等）**の各主体による個人情報等の取扱いに係る政策**（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）**を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すもの。**
- 「**プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告**」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合がある。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の**7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に取り組むことが期待。**

## 1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- 政策目的を明確にした上で、政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否かを検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である。特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合は、より慎重に取り組むことが重要。

## 2. 個人情報等の取扱いに関する適法性

- 上記1の政策目的を実現するため、個人情報等の取扱いに関し、各主体を広く対象とし、共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いに関し、政策分野に特有の事情（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等。以下同じ。）に照らして、個人情報保護法上の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要。
- なお、既存の法令等を根拠とする場合については、当該法令等の制定当時における経緯等の背景、目的及び規定等を踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- いずれにしても、基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たり、取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護が確保されることが重要。

### 3.個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- 個人情報等の利用目的は、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであり、できる限り特定することが必要。
- 個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的の実現のために取扱いが必要となる個人情報等について、利用目的が政策目的と関連するものであるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- 個人情報等について、違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施することが必要。

### 4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- 一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定し、同法に規定する用語及びその定義に則り、これを明確化することが重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による規律の適用が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

### 5.個人情報等の取扱いの安全性

- 上記4を踏まえ、個人情報等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況(取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。)、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な安全管理措置(組織的・人的・物理的・技術的な措置及び外的環境の把握、サイバーセキュリティ対策等)を検討した上で取り組むことが重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する個人情報保護委員会から権限の委任や、新規立法含め他法令等に基づく措置が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

### 6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- 上記取組の実効性を高めつつ、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上するため、個人情報等に係る本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人に寄り添った取組が重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による対応が必要であるか否かを検討しつつ取り組むことが重要。

### 7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- 事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、全体を通じて計画的にプライバシー保護を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要。
- 透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たすため、プライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンス体制の構築が重要。
- 以上に当たっては、政策分野に特有の事情に照らし、認定個人情報保護団体制度の活用や、新規立法含め他法令等による体制が必要であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。

# 1-7. 個人情報保護法の全体像

## 憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

## 個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

### 個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

#### 個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

#### ガイドライン

Q&A

#### 民間部門 [一般法]

#### 個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

#### 個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関(国)・独立行政法人等・  
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

#### ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

#### 公的部門 [一般法]

注1 個人番号(マイナンバー)や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

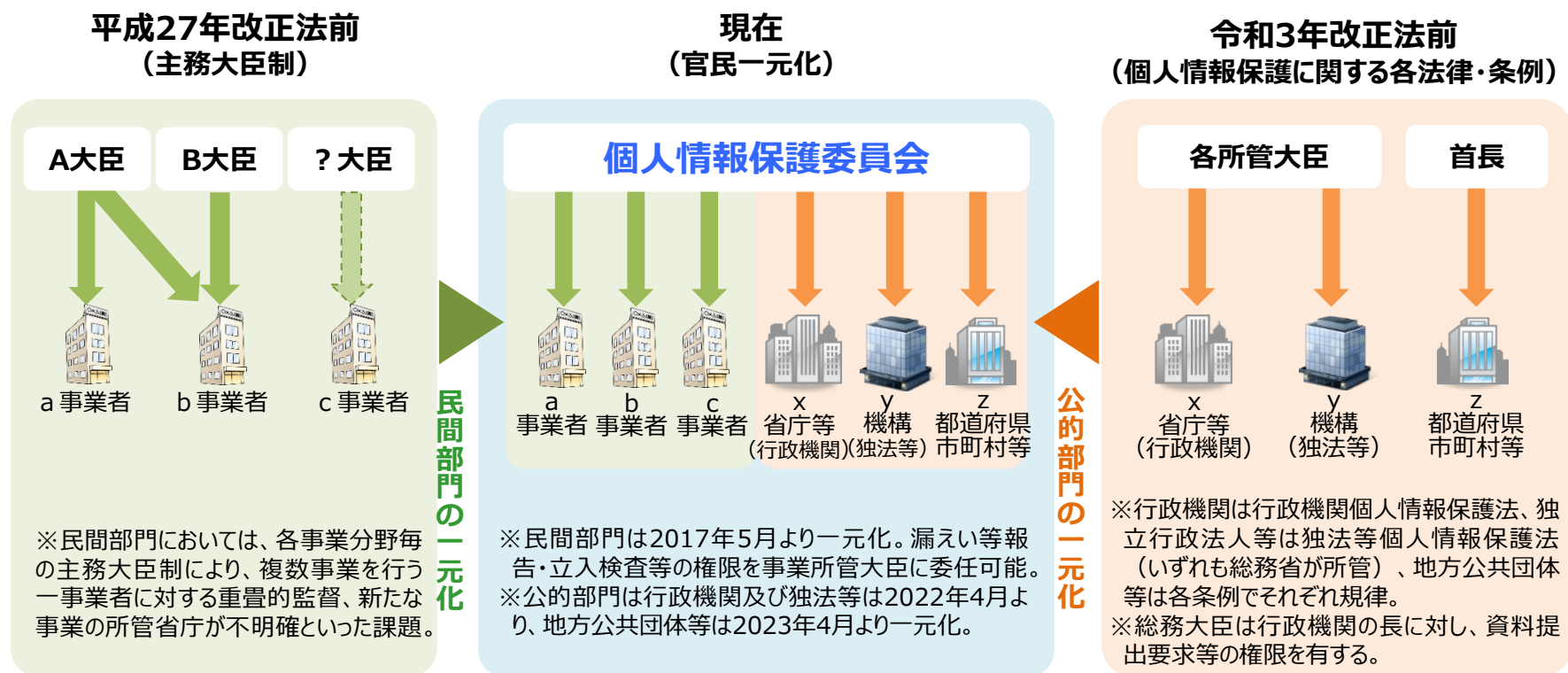
注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール(**個人情報保護指針**)を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

# 1-8. 個人情報保護制度の官民一元化

- 平成26年1月より、特定個人情報保護委員会として、マイナンバー制度における公的部門及び民間部門の監視・監督等を実施。
- 平成27年改正法（2017年5月全面施行）により、個人情報保護委員会へ発展的に改組し、民間部門に係る個人情報保護制度を個人情報保護委員会が所管するとともに、監督権限等を一元化。
- 令和3年改正法（2022年4月一部施行、2023年4月全面施行）により、公的部門に係る個人情報保護制度についても個人情報保護委員会が所管するとともに、監督権限等を一元化。



# 【参考】個人情報保護制度（2003年）の全体像

## ※1 個人情報の保護に関する法律 （個人情報保護法）

### 「基本法制」

基本理念  
国及び地方公共団体の責務・施策  
基本方針の策定等  
（第1章～第3章）※1

個人情報取扱事業者の義務等  
（第4章～第6章）※1

主務大臣制

国の行政機関（法律）※2

独立行政法人等（法律）※3

地方公共団体等（条例）※4

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

事業等を所管する各省庁において、審議会の議論等を経て、27分野について40のガイドラインを策定

「民間部門」

「公的部門」

分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療（研究）	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	郵便	総務省	雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
		信書便	総務省	職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
	文部科学省 厚生労働省	経済産業	経済産業省	職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省
		警察	国家公安委員会	労働者派遣（一般）	厚生労働省		
金融	金融庁	法務	法務省	労働者派遣（船員）	国土交通省		
信用	経済産業省	外務	外務省	労働組合	厚生労働省		
電気通信	総務省	財務	財務省	企業年金	厚生労働省		
		文部科学	文部科学省	農林水産	農林水産省		



## 2-1. 「個人情報」 (法第2条第1項関係)

○「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等** (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。) で作られる記録をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項 (個人識別符号を除く。) をいう。以下同じ。) **により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)**

二 **個人識別符号が含まれるもの**

(例)

**氏名**

個人 太郎

**顔写真**



**住所**

(氏名と組み合わせた場合)

東京都●●区▲▲町

個人太郎

**生年月日**

(氏名と組み合わせた場合)

1980年●月▲日

個人太郎

## 2-2. 「個人識別符号」(法第2条第2項関係)

○「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

① 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

○「個人識別符号」に該当するものは、その情報単体でも個人情報に該当する。

### (参考) 個人識別符号に関する政令・規則の内容

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

→ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒公的な番号

→ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険者・被保険者番号等

(例)



など

## 2-3. 「要配慮個人情報」 (法第2条第3項関係)

○「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

1. **人種**： 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
2. **信条**： 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
3. **社会的身分**： ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
4. **病歴**： 病気に罹患した経歴
5. **犯罪の経歴**： 前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
6. **犯罪により害を被った事実**： 犯罪の被害を受けた事実
7. **その他政令で定めるもの**： 政令・規則で規定
  - ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
  - ・ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
  - ・ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
  - ・ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
  - ・ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

## 2-4. 「仮名加工情報」 (法第2条第5項関係)

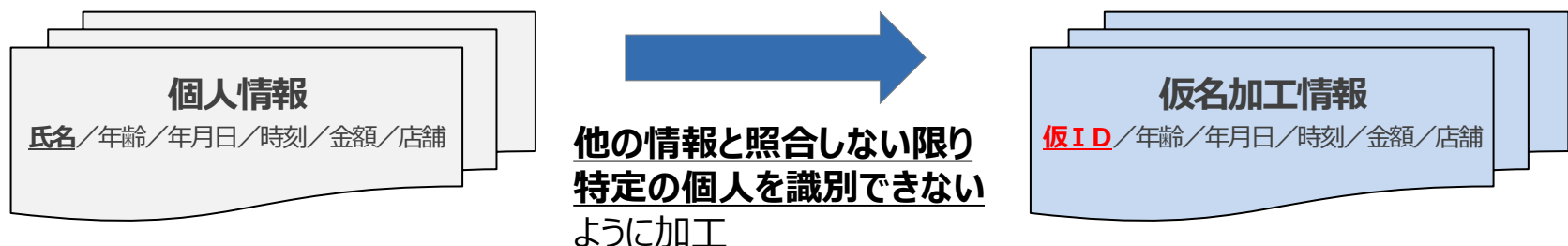
○次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて**他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない**ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

### □ 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**記述等の一部を削除すること**（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

### □ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除すること**（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



## 2-5. 「匿名加工情報」 (法第 2 条第 6 項関係)

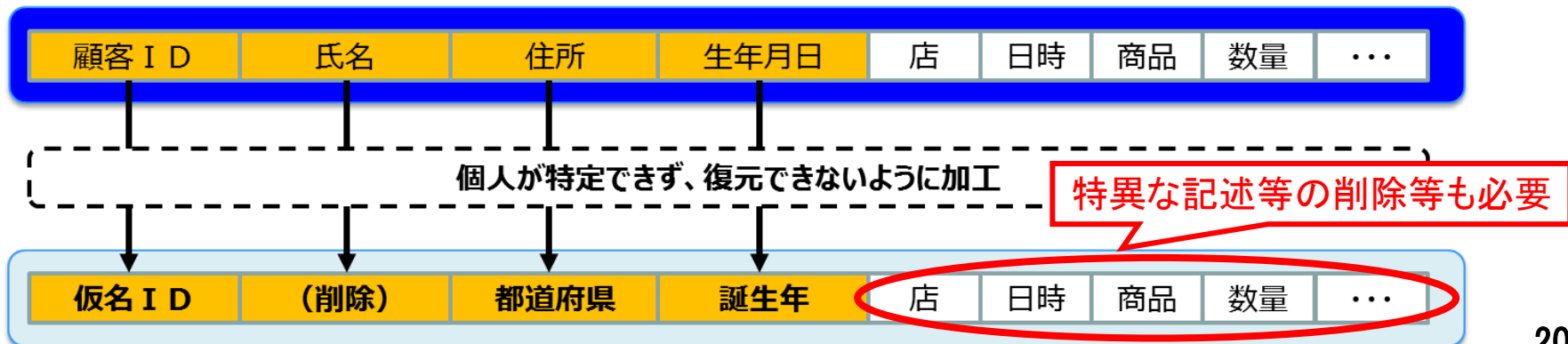
○次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて**特定の個人を識別することができない**ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、**当該個人情報を復元することができないようにしたもの**をいう。

### □ 法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**記述等の一部を削除すること**（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

### □ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除すること**（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



## 2-6. 「個人関連情報」 (法第2条第7項関係)

○「個人関連情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、**個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの**をいう。

- **「個人に関する情報」**とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。
  - 「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。
- また、**統計情報**は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例4) ある個人の位置情報

事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

# 民間部門に適用される規律

---

## 3-1. 「個人情報取扱事業者」（法第16条第2項関係）

○個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

※ 「事業の用に供している」とは

一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為、社会通念上事業と認められるもの。  
営利、非営利を問わない。

- ガイドラインでは、事業者の義務のうち、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、中小規模の事業者における手法の例を示している。

※ガイドラインにおける「中小規模事業者」とは、

○従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

①取り扱う個人情報の数(\*)が5,000人分超の事業者

\* 識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において

②委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

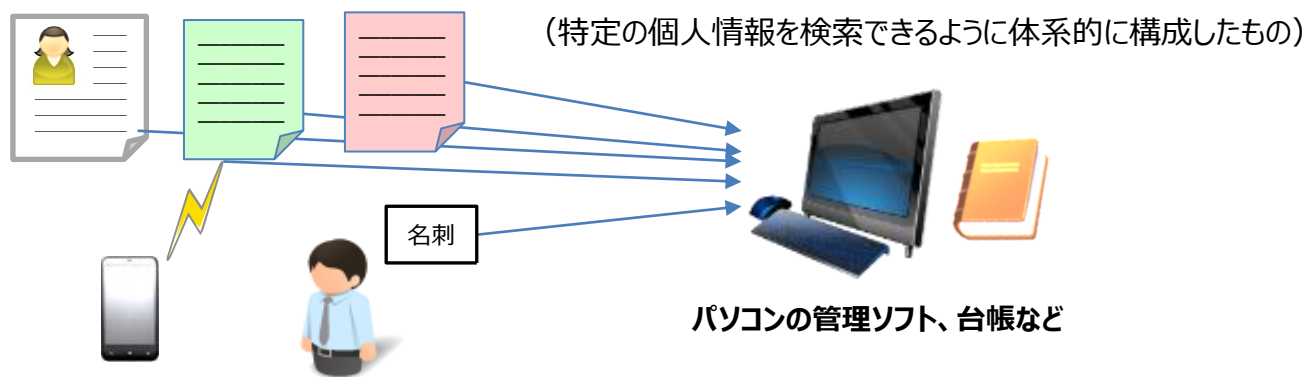
- 行政機関（国）、地方公共団体（議会を除く。）、独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。）については、公的部門に係る規律（法第5章）が適用される。



## 3-2. 「個人データ」「保有個人データ」(法第16条第3・4項関係)

○「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報という。

※ 「個人情報データベース等」とは



○「保有個人データ」とは、その事業者に開示等の権限のある個人データをいう。

令和2年改正法により、  
6ヶ月以内に消去するデータ  
(短期保存データ)も、  
保有個人データに含まれる。



※ 他の事業者からデータ編集作業のみ委託されて渡された個人データなどは、保有個人データには該当しない

# 3-3. 民間部門に適用される規律について

## 【個人情報】

生存する個人に関する情報で、  
特定の個人を識別することができるもの

(例：1枚の名刺)

## 【個人データ】

個人情報データベース等を構成する  
個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、  
容易に検索できる個人情報

(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

## 【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の  
権限を有する個人データ

### ① 取得・利用に関するルール

- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ・ 利用目的を通知又は公表する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

### ② 保管・管理に関するルール

- ・ データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

### ③ 第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

### ④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- ・ 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

## 3-4-1. 事業者が守るべきルール① - 取得・利用

### 【個人情報を取得する前】

1. 個人情報の利用目的をできる限り特定する。(17条①)
2. 利用目的をあらかじめ公表しておく。(21条①)

### 【個人情報を取得するとき】

1. 利用目的をあらかじめ公表していない場合は、本人に通知又は公表する。(21条①)  
書面での取得の場合は、利用目的を本人に明示する。(21条②)
2. 要配慮個人情報を取得する場合は、原則本人の同意を得る。(20条②)
3. 偽りその他の不正の手段による取得はしない。(20条①)

### 【個人情報を利用するとき】

1. 利用目的の範囲内で利用する。(18条①)
2. 利用目的の範囲を超える場合は、本人の同意を得る。(18条①)
3. 利用目的を変更することもできる。(関連性があると合理的に認められる場合に限る) (17条②)  
その際は変更された利用目的を本人に通知又は公表する。(21条③)
4. **違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による利用はしない。**(19条)

### 【個人情報の取扱いに関する苦情を受けたとき】

1. 適切かつ迅速な処理に努める。(40条①)

**R2改正法で追加**

## 3-4-2. 事業者が守るべきルール② - 保管・管理

### 【個人データを保管・管理するとき】

1. 正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。(22条)
2. 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講ずる。(23条)
3. 従業者に対して、必要かつ適切な監督を行う。(24条)
4. 委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。(25条)
5. 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行う。(26条①)
6. 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、本人への通知を行う。(26条②)

R2改正法に合わせたGL改正で「外的環境の把握」が追加。

R2改正法で義務化

# 3-4-3. 事業者が守るべきルール③ - 漏えい等報告等の義務化

R2改正法で新設

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合における、**個人情報保護委員会への報告及び本人への通知**が、法律上の義務に。

(法第26条①②)

- 従前は、委員会告示に基づく、努力義務とされていた。

個人情報取扱事業者



個人情報保護委員会



報告

本人

通知



## ! 漏えい等報告の義務化の対象事案 (委員会規則で定める要件)

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの  
類型は  
件数に  
関わらず  
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

# 3-4-4. 事業者が守るべきルール④ - 第三者提供 (1)

## 【個人データを第三者に提供するとき】

以下のいずれかの場合に、個人データを第三者に提供できる。(27条)

1. 本人の同意を得る。
2. 本人の同意を得ない場合で、以下 i ~ iii のいずれかに該当する。

### i. 以下の①～⑦のいずれかの場合

- ① 法令(条例を含む)に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のため(かつ本人の同意を得ることが困難)
- ③ 公衆衛生・児童の健全な育成のため(かつ本人の同意を得ることが困難)
- ④ 国や地方公共団体等への協力(かつ本人の同意を得ることにより事務遂行に支障のおそれがあるとき)
- ⑤ 学術研究機関等による学術研究の成果の公表又は教示のためやむを得ないとき ※1
- ⑥ 学術研究機関等が学術研究目的で共同研究先である第三者に提供する必要があるとき ※1
- ⑦ 学術研究目的で学術研究機関等である第三者に提供する必要があるとき ※1

**※1 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。**

### ii. 以下3点すべてを行う(いわゆるオプトアウト手続)

- 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとしている。 **※2 要配慮個人情報の提供は不可等の制約有。**
- 以下①～⑧をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知ることができる状態にしておく。
  - ①事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名
  - ②第三者提供を利用目的としていること
  - ③提供される個人データの項目
  - ④提供される個人データの取得の方法
  - ⑤提供の方法
  - ⑥本人の求めに応じて提供を停止すること
  - ⑦本人の求めを受け付ける方法
  - ⑧個人情報保護委員会規則で定める事項
- 本人に通知等した事項を個人情報保護委員会に届け出る(個人情報保護委員会はこれを公表)。

### iii. 委託、事業の承継、共同利用を行う

共同利用：以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておくことが必要。

- ①共同利用されること
- ②データ項目
- ③利用される範囲
- ④利用目的
- ⑤責任を有する者

## 3-4-5. 事業者が守るべきルール④ - 第三者提供（2）

### ○個人データの提供・受領の際の記録

1. 第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。（29条）
2. 第三者から個人データを受け取るときは、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。（30条）

○基本的な記録事項は、以下のとおり（保管期間は原則3年）。

（提供した場合） 「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか？

（提供を受けた場合） 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか？

+ 「相手方の取得経緯」

○ただし、本規定は個人データの不正な流通の防止が目的であるため、一般的なビジネスの実態に配慮して、以下の通り例外規定がある。

- ☑ 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OK
- ☑ 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOK
- ☑ 例外として、以下の場合は記録義務はかからない。
  - ・本人による提供と整理できる場合（例：SNSでの個人の投稿）
  - ・本人に代わって提供していると整理できる場合（例：銀行振込）
  - ・本人側への提供と整理できる場合（例：同席している家族への提供）
  - ・「個人データ」に該当しないと整理できる場合（例：名刺1枚のコピー） 等

## 3-4-6. 事業者が守るべきルール④ - 第三者提供（3）

### ■ 個人データの外国にある第三者への提供

- 以下①～③のいずれかの場合に、個人データを外国にある第三者に提供できる。（28条①）
  - ① 外国にある第三者へ提供することについて、**本人の同意**を得る。
  - ② 外国にある第三者が**個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）**を継続的に講ずるために必要なものとして委員会規則で定める**基準に適合する体制**を整備している。
  - ③ 外国にある第三者が**我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国**（EU（EEA加盟国を指す。）及び英国）に所在する。
- ①の本人同意を得ようとする場合には本人に参考となるべき情報を提供する。（28条②）
- ②により提供した場合には、提供先の外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、当該措置に関する情報を当該本人に提供する。（28条③）
  - 個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施を確保するための「適切かつ合理的な方法」は、以下のとおり。
    - 外国の第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データの提供元がAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を受ける等によって担保されていること

※②と③の場合は、日本の事業者への提供と同等の取扱いが認められるため、本人の同意を得ない提供（オプトアウト手続、委託、事業の承継、共同利用）も例外的に行うことができる。



## 3-4-7. 事業者が守るべきルール⑤ - 公表事項・開示等請求

1. 以下の①～⑤について、HPに公表するなど本人の知り得る状態に置く。(32条)

- ① 当該事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名
- ② 全ての保有個人データの利用目的
- ③ 請求に応じる手続
- ④ **安全管理のために講じた措置（公表等により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）**
- ⑤ 苦情の申出先
- ⑥ 認定個人情報保護団体に加入している場合、当該団体の名称及び苦情の解決の申出先

**R2改正法で追加**

2. 本人から開示を請求された場合、原則本人に開示する。(33条)

- ➔ 個人データの授受に関する第三者提供記録についても、開示請求対象に追加。
- ➔ 開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるように。

3. 本人からの請求に応じて、その保有個人データについて、

**R2改正法で拡充**

- ① 内容に誤りがある場合には、訂正・追加・削除をする。(34条)
- ② 利用目的の範囲を超えて利用されている場合、不適正な利用がされている場合、又は不正の手段で取得されている場合には、利用停止又は消去をする。(35条①②)
- ③ 同意なく第三者に提供されている場合等には、第三者提供を停止する。(35条③④)
- ④ **利用する必要がなくなった場合、一定の漏えい等事案が生じた場合、又は本人の権利若しくは正当な利益が害されるおそれがある場合には、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止若しくは消去又は第三者提供の停止をする。**  
(35条⑤⑥)

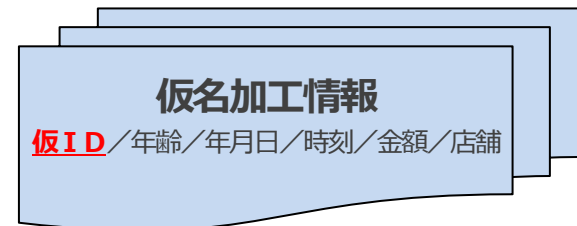
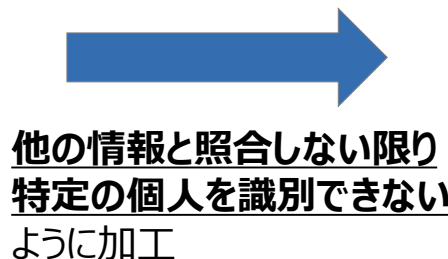
**R2改正法で拡充**

# 3-5-1. 仮名加工情報に係る規律

R2改正法で新設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

改正前	現行
<ul style="list-style-type: none"><li>「個人情報」に該当するものは <b>一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用目的の制限</li><li>・ 利用目的の通知・公表</li><li>・ 安全管理措置</li><li>・ 第三者提供の制限</li><li>・ 開示・利用停止等の請求対応 等</li></ul></li></ul> <p>※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>「仮名加工情報」として加工すれば、個人情報に該当しても、<b>以下の義務は適用除外</b><ul style="list-style-type: none"><li>① 利用目的の変更の制限 (§17②) ⇒ <b>新たな目的で利用可能</b> ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件 (§41⑥～⑧)</li><li>② 漏えい等の報告等 (§26)</li><li>③ 開示・利用停止等の請求対応 (§32～§39)</li></ul></li><li><b>作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能</b></li></ul> <p>※ (仮名加工情報ではない) 通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能</p>



## 3-5-2. 仮名加工情報の加工基準（イメージ）

仮名加工情報の加工基準：

（法第41条①、施行規則第31条）

- ① 個人情報に含まれる**特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除**すること  
⇒ 氏名、住所等の削除
- ② 個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること  
⇒ 旅券番号、マイナンバー等の削除
- ③ **不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除**すること  
⇒ クレジットカード番号等を削除

※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。

※ 「仮名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「仮名加工情報の作成」には該当しない。

### 個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	クレカ番号	店舗	購入品目
山田一郎	55歳	2020-01-28	16:40	940円	02012	霞が関店	食品
佐藤二郎	97歳	2020-01-27	20:25	1,320円	98560	新橋店	日用品
佐藤二郎	97歳	2020-01-28	08:50	250円	12560	銀座店	飲料
鈴木三郎	48歳	2020-01-28	07:45	484円	34142	豊洲店	飲料
鈴木三郎	48歳	2020-01-28	09:55	560円	56142	霞が関店	食品
高橋四郎	33歳	2020-01-27	22:30	9,550円	98887	銀座店	日用品
...							



### 仮名加工情報

X0125	55歳	2020-01-28	16:40	940円		霞が関店	食品
Y7569	97歳	2020-01-27	20:25	1,320円		新橋店	日用品
Y7569	97歳	2020-01-28	08:50	250円		銀座店	飲料
Z9213	48歳	2020-01-28	07:45	484円		豊洲店	飲料
Z9213	48歳	2020-01-28	09:55	560円		霞が関店	食品
W8712	33歳	2020-01-27	22:30	9,550円		銀座店	日用品
...							

③ クレジット番号を削除

※ その他の項目はそのまま

## 3-5-3. 匿名加工情報に係る規律

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に、平成27年改正により制度が導入された。

### 匿名加工情報の作成基準

- 匿名加工情報の作成に当たっては、**委員会規則で定める基準**に従うことが必要。（法第43条①）

### 安全管理措置等

- 匿名加工情報を作成する際に**加工の対象となった個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報**について、漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずることが必要。（法第43条②）
- 安全管理のために必要かつ適切な措置、苦情の処理その他の**匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない**。（法第43条⑥・46条）

### 作成・提供時の公表・明示

- **匿名加工情報を作成した際には、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報項目の公表**が必要。（法第43条③）
- **匿名加工情報を第三者に提供する際には、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報項目及び提供の方法についての公表と、当該第三者に対する提供する情報が匿名加工情報である旨の明示**が必要。（法第43条④・第44条）

### 識別行為の禁止

- 匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、**匿名加工情報と他の情報との照合等をしてはならない**。（法第43条⑤・法第45条）

# 3-5-4. 匿名加工情報の加工基準（イメージ）

匿名加工情報の加工基準：  
（法第43条①、施行規則第34条）

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除すること
- ② 個人識別符号の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案した適切な措置を講ずること

※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。

※ 「匿名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「匿名加工情報の作成」には該当しない。

顧客属性データ

ID	氏名	性別	生年月	郵便番号	住所	定期情報			
						定期券開始日	定期券終了日	定期発駅	定期着駅
234899	田中 一郎	男	1972年4月	231-0037	神奈川県横浜市	2016年12月1日	2017年5月30日	関内	みなとみらい
234900	佐藤 幸子	女	1993年12月	273-0031	千葉県船橋市	2017年1月4日	2017年4月3日	西船橋	東京
234901	鈴木 博	男	1963年8月	131-0045	東京都墨田区	—	—	—	—

ICカード利用データ

ID	処理名称	年月日	時間	利用駅種別	改札口	入場駅	出場駅	利用額	残額
234899	出場	2016/12/17	9:30	SF入場SF出場	A6	関内	鎌倉	780	25,000
234899	出場	2016/12/17	14:20	SF入場SF出場	A5	鎌倉	江の島	300	24,700
234899	入場	2016/12/18	15:00	SF入場SF出場	B3	江の島	関内	900	23,800
234899	入場	2016/12/20	17:45	SF入場SF出場	C4	みなとみらい	元町・中華街	150	23,650



顧客属性データ

仮ID	性別	年代	居住エリア	定期情報	
				定期発駅	定期着駅
6c622db	男	40代	神奈川県横浜市	関内	みなとみらい
f5df429	女	20代	千葉県船橋市	西船橋	東京
a77dc8f	男	60代	東京都墨田区	—	—

ICカード利用データ

仮ID	処理名称	年月日	時間	入場駅	出場駅
6c622db	出場	2016/12/17	9時30分～9:59分	関内	鎌倉
6c622db	入場	2016/12/17	14時00分～14時29分	鎌倉	—
6c622db	出場	2016/12/17	15時00分～15時29分	鎌倉	江の島
6c622db	入場	2016/12/18	8時30分～8時59分	江の島	—

## 3-5-5. 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない</li> <li>対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができず、復元することができない</li> <li>本人が一切分からない程度まで加工</li> </ul>
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	○ (利用目的の変更は可能) ・本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件	× (規制なし)
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

# 3-6. 個人関連情報の第三者提供規制

R2改正法で新設

- 提供元（A社）では個人データに該当しないが、提供先（B社）において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。（§31）

A社

- A社では、誰の個人データか分からない

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐付いた個人データを保有。



B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等	購買履歴
1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
4	時刻表、デジカメ、書籍...



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

## 3-7. 域外適用

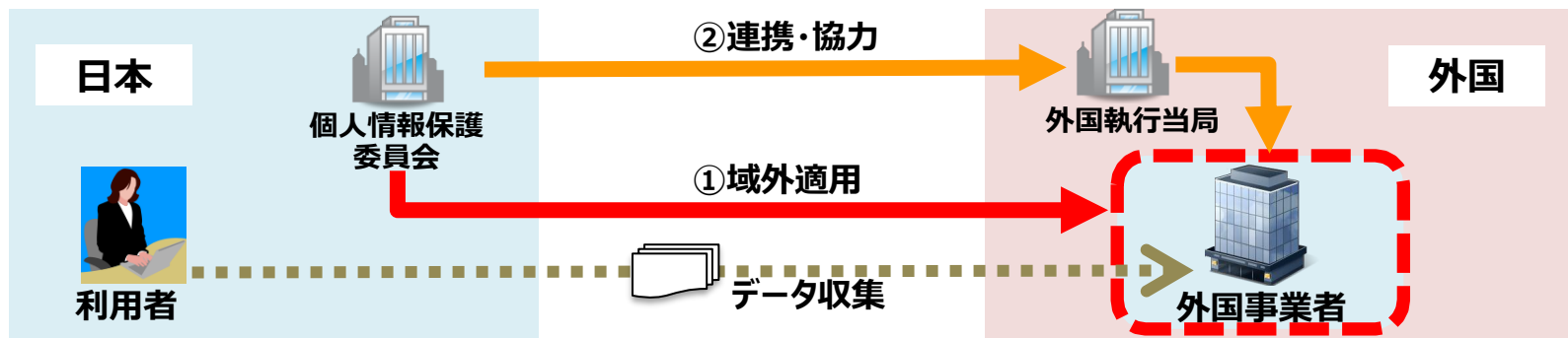
- 平成27年改正法（平成29年5月全面施行）では、域外適用の規定が新たに導入されるとともに、外国執行当局への必要な情報提供に関する規定も整備された。
- 個人情報保護委員会は、これらの規定に基づき、外国執行当局とも連携しつつ、日本にある者に対してサービス等を提供する外国事業者に対しても、必要な対応を行っているところ。
- 令和2年改正法（令和4年4月施行）により、外国事業者に対する罰則担保のある報告徴収・命令も可能になった。

### ① 域外適用に関する規定

- ✓ 日本にある者に対する物品、サービスの提供に関連して、日本にある者を本人とする個人情報等を取得した外国にある個人情報取扱事業者等にも個人情報保護法が適用される（法第171条）

### ② 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

- ✓ 外国の事業者が日本にある者の個人情報を不適切に取り扱った場合に、外国の執行当局が外国の法令に基づく執行をすることができるよう、必要な情報提供を行うことができる（法第172条）
- ✓ 国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）に正式メンバーとして参加。
- ✓ 外国の執行当局との連携・協力に向けた体制づくりを実施。





## 3-8. 適用除外

○個人情報取扱事業者のうち、次に掲げる者が、それぞれ定められた目的で、個人情報等を取り扱う場合は、法第4章の適用除外とされている。(57条)

**放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関**

⇒**報道**の用に供する目的

**著述を業として行う者**

⇒**著述**の用に供する目的

**宗教団体**

⇒**宗教活動**の用に供する目的

**政治団体**

⇒**政治活動**の用に供する目的

【以下は、令和3年改正法により、法第4章が適用されつつ、義務ごとの例外規定として精緻化】

**大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者  
(学術研究機関等)**

⇒**学術研究**の用に供する目的

## ■ 学術研究機関等（法第16条第8項・ガイドライン（通則編）2-18）

➤ 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国公立・私立大学、公益法人等の 研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

## ■ 「学術研究目的」（ガイドライン（通則編）2-19）

- 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

## 3-9-2. 学術研究例外と学術研究機関等の責務②

### 学術研究例外

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、**例外規定**が適用される。
  - **利用目的による制限**（法第18条第3項第5号及び第6号・ガイドライン（通則編）3-1-5）
  - **要配慮個人情報の取得の制限**  
（法第20条第2項第5号及び第6号・ガイドライン（通則編）3-3-2）
  - **個人データの第三者提供の制限**  
（法第27条第1項第5号、第6号及び第7号・ガイドライン（通則編）3-6-1）
  - **外国第三者への提供制限**（法第28条・ガイドライン（外国第三者提供編））
  - **第三者提供時の確認・記録義務**  
（法第29条及び第30条・ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編））
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

### 3-9-3. 学術研究例外と学術研究機関等の責務③

#### 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、**その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。**（法第59条・ガイドライン（通則編）7）
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第149条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

# 公的部門に適用される規律

---

# 4-1. 規律対象となる行政機関等

## 「行政機関等」の定義（法第2条第11項関係）

### ○次に掲げる機関をいう。

#### 1. 行政機関（法第2条第8項）

- 内閣官房、内閣法制局、内閣府、〇〇省、〇〇庁、〇〇委員会、〇〇会議、〇〇本部、人事院、会計検査院

#### 2. 独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）（法第2条第9項・第11項第3号）

#### 3. 地方公共団体の機関（議会を除く。）

- 知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等

#### 4. 地方独立行政法人（法第2条第10項・第11項第4号）

- 試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。

## 4-2. 規律の適用の特例を受ける法人・機関・業務

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示・訂正・利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第3節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第4節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第5節)
独立行政法人等	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第3節)  ※第75条のみ		
<b>別表第二に掲げる法人及び(独)労働者健康安全機構 ※1</b>	<b>民間部門の規律</b> (第4章) ※2			
地方公共団体の機関	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)			
<b>病院、診療所及び大学の運営の業務</b>	<b>民間部門の規律</b> (第4章) ※2			
地方独立行政法人	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)			
<b>試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの</b>	<b>民間部門の規律</b> (第4章) ※2			

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2 保有個人データに関する事項の公表等(第32条)並びに開示、訂正等及び利用停止等(第33条～第39条)に関する規定及び民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4節)に関する規定は適用されない。また、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについては、民間部門の規律に加えて、行政機関等に対する規律が準用される。

## 4-3. 行政機関等に適用される規律について（対象情報）

### 「保有個人情報」「個人情報ファイル」の定義（法第60条第1・2項関係）

- 「保有個人情報」とは、行政機関等（法第58条第1項各号に掲げる者を含む）の職員（※）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、次の文書に記録されているものをいう（法第60条第1項）。

※独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。

- ① **行政文書**（行政機関情報公開法第2条第2項）
- ② **法人文書**（独立行政法人等情報公開法第2条第2項）（同項第4号に掲げるものを含む。）
- ③ **地方公共団体等行政文書**（法第60条第1項）

- 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であつて、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう（法第60条第2項）。



## 4-4. 「条例要配慮個人情報」 (法第60条第5項関係)

- 「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、**地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等**が含まれる個人情報という。
  
- 条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定した場合には、以下の対応が必要となる。
  - ✓ 個人情報ファイル簿の記録情報に条例要配慮個人情報が含まれる場合には、その旨を記載しなければならない（法第75条第1項及び第4項）
  - ✓ 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第68条第1項及び規則第43条第5号）

# 4-5. 公的部門に適用される規律について

## 【個人情報】

生存する個人に関する情報で、  
特定の個人を識別することができるもの

(例：1枚の名刺)

## 【保有個人情報】

役職員が職務上作成・取得し、役職員が  
組織的に利用するものとして保有する、  
行政文書、法人文書又は地方公共  
団体等行政文書に記録されるもの

→体系的に構成（分類・整理等）され、  
容易に検索できる個人情報のみならず、  
いわゆる散在情報も含む

## 【個人情報ファイル】

容易に検索できるよう体系的に構成  
したもの（電算機又はマニュアル処理）

### ① 保有・取得に関するルール

- 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

### ② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

### ③ 利用・提供に関するルール

- 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

### ④ 開示請求等への対応に関するルール

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

### ⑤ 通知・公表等に関するルール

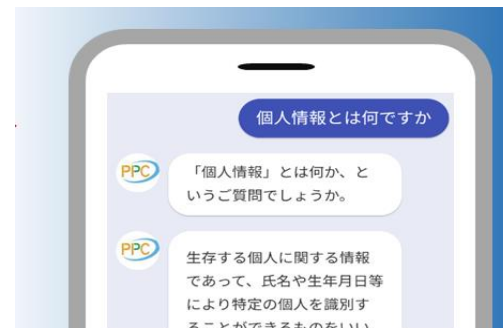
- 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

# 5. 個人情報保護委員会へのご相談

## ● PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する質問に対して 24 時間回答できる  
チャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



## ● 個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号 : **03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

## ● PPCビジネスサポートデスク (要予約)

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談を受付

[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/)